

官報号外

昭和四十一年五月十二日

○第五十一回 衆議院会議録 第四十九号

昭和四十一年五月十二日(木曜日)

議事日程 第三十二号

午後二時開議

第一 借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 借地法等の一部を改正する法律案

永山自治大臣の地方財政法第三十三条の二の規定に基づく地方財政の状況報告についての発言及び質疑

(内閣提出)
○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
〔御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。〕
厚生省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

衆議院議長 山口喜久一郎殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び一は修正)
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則

厚生省設置法の一部を改正する法律案(参議院回付)
借地法等の一部を改正する法律案

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。
○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、借地法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第一 借地法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、借地法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

〔御異議なしと認めます。〕

○議長(山口喜久一郎君) おはかりいたします。

前項ノ申立ハ第一項ノ申立ノ取下アリタルトキ又ハ不適法トシテ同項ノ申立ノ却下アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第三項ノ裁判アリタル後ハ第一項又ハ第三項ノ申立ハ当事者ノ合意アルニ非ザレバ之ヲ取下ケルコトヲ得ズ

外第一項又ハ第三項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員会ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第九条ノ三 第三者ガ賃借権ノ目的タル土地ノ上ニ存スル建物ヲ競売又ハ公売ニ因リ取得シタル場合ニ於テ其ノ第三者ガ賃借権ヲ取得スルモ賃貸人ニ不利トナル虞ナキニ拘ラズ賃貸人が其ノ賃借権ノ譲渡ヲ承諾セザルトキハ裁判所ハ其ノ第三者ノ申立ニ因リ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ与フルコトヲ得此ノ場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ圖ル為必要アルトキハ借地条件ヲ変更シ又ハ財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前条第二項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ申立アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ申立ハ建物ノ代金ヲ支払ヒタル後二月内ニ限り之ヲ為スコトヲ得民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九条ノ規定ハ同条ニ規定スル期間内ニ第一項ノ申立ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第九条ノ四 第九条ノ二ノ規定ハ土地ノ転借人ト賃貸人トノ間ニ、前条ノ規定ハ土地ノ転借人ヨリ競売又ハ公売ニ因リ建物ヲ取得シタル人ガ第九条ノ二第三項(前条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ申立ヲ為スニハ転貸人ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第十一條中「第八条」を「第八条ノ二、第九条ノ二(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

地代又ハ借賃ノ増額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正認ムル地代又ハ借賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ年一割ノ割

合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス

地代又ハ借賃ノ減額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正當トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相当ト認ムル地代又ハ借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヲ受ケタル額方正當トセラレタル地代又ハ借賃ヲ超エルトキハ超過額ニ年一割ノ割合ニ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

本則中第十四条の次に次の十五条を加える。

第十四条ノ二 第八条ノ二第一項、第二項若ハ第五項、第九条ノ二第一項(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九条ノ三第一項(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定メタル事件ハ

審問期日ニ於テ其ノ旨ヲ宣言スベシ
証拠調ハ民事訴訟ノ例ニ依リ之ヲ為ス
第五項、第九条ノ二第一項(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九条ノ二第一項(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判所ハ審理ヲ終結スルトキハ

ハ借地権ノ目的タル土地ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス但シ当事者ノ合意アリタルトキハ其ノ所在地ノ簡易裁判所之ヲ管轄スルコトヲ妨げズ

第十四条ノ三 特別ノ定アル場合ヲ除キ前条ノ事件ニ関シテハ非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編ノ規定ヲ準用ス但シ同法第六条、第七条、第十五条及第三十二条ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノ外前条ノ事件ニ関シ必要

ナル事項ハ最高裁判所之ヲ定ム
第十四条ノ四 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避ニ関スル民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)ノ規定ハ第十四条ノ二ノ事件ニ之ヲ准用ス

第十四条ノ五 鑑定委員会ハ三人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス
鑑定委員ハ左ノ者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス但シ特ニ必要アルトキハ其ノ他ノ者ニ就キ之ヲ指定スルコトヲ得
一 地方裁判所ガ特別ノ知識経験アル者其ノ他適當ナル者ノ中ヨリ毎年予メ選任シタル者
二 当事者ガ合意ニ依リ選定シタル者
鑑定委員ニハ最高裁判所ノ定ムル旅費、日当及宿泊料ヲ支給ス
第十四条ノ六 裁判所ハ審問期日ヲ開キ当事者ノ陳述ヲ聽クコトヲ要ス
当事者ハ他ノ当事者ノ審問ニ立会フコトヲ得
第十四条ノ七 裁判所ハ職權ヲ以テ事実ノ探知ヲ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス

第十四条ノ十三 民事訴訟法百三十六条及第百三十三条(和解ニ関スル部分ニ限ル)並ニ民事調停法第二十条ノ規定ハ第十四条ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス

第十四条ノ十四 当事者及利害關係ヲ疎明シタル第三者ハ第十四条ノ二ノ事件ノ記録ノ閲覧ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四条ノ十五 第十四条ノ二ノ事件ノ申立て前項ノ記録ニ之ヲ準用ス

第十四条ノ十六 民事訴訟法第一百五十二条ノ規定ハスニハ最高裁判所ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス第十四条ノ九第一項ノ裁判ニ対スル抗告ニ付亦同ジ

前項ノ手数料ノ額ハ借地権ノ目的タル土地ノ価額一万円ニ付同項前段ノ手数料ニ在リテハ五十円、同項後段ノ手数料ニ在リテハ七十円ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十四条ノ十七 民事訴訟法第一百四条(第二項中同法第八十九条乃至第九十四条ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ第九条ノ二第四項(第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ニ之ヲ準用ス

(借家法の一部改正)
第十二条 借家法(大正十年法律第五十号)の一部を次のよう改正する。
第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ
第九条ノ三第一項(第九条ノ四ニ於テ準用ス
第七条に次の二項を加える。

借賃ノ増額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル借賃ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年一割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス。

借賃ノ減額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正当トスル裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相當ト認ムル借賃ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年一割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス。

前項ノ地上権ハ第三者ガ土地ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スル場合ニ於テモ其権利又ハ限ラ加フルコトヲ得

アートキハ之ヲ設定スルコトヲ得此場合ニ於テハ土地ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スル者ハ其地上権ノ行使ヲ妨ゲルコトヲ得ズ。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年七月一日から施行する。ただし、第一条（借地法第十二条の改正規定）並びに附則第二項、第三項及び第十項の規定は、この法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(防火地域内借地権処理法の廃止)

2 防火地域内借地権処理法（昭和二年法律第四十号）は、廃止する。

(罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)

3 罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「政令で」を「最高裁判所が」に改める。

(採石法の一部改正)

4 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

(民法（明治二十九年法律第八十九号）第三条第一項を削る。)

第二条中「前条第一項」を「前条」に改める。

(民法の一部改正)

5 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二編第四章中第二百六十九条の次に次の二条を加える。

第二百六十九条ノ二 地下又ハ空閑ハ上下ノ範

第百十一条に次の二項を加える。

民法第二百六十九条ノ二第一項ノ地上権ニ付キ前項ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同項ニ掲ゲタル事項ノ外地上権ノ目的タル地下又ハ空閑ノ上下ノ範囲ヲ記載シ若シ登記載スルコトヲ要ス。

(経過措置等)

6 この法律による改正後の規定は、各改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

7 この法律による改正後の借地法第十二条第二項及び第三項並びに借家法第七条第二項及び第三項の規定は、当該改正規定の施行前に地代又は借賃の増減の請求があつた場合には、適用しない。

8 この法律による改正後の借地法第十二条第二項又は借家法第七条第二項の規定は、地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）の適用がある地代又は家賃については、請求に係る増加額のうち、同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する。

9 この法律による改正後の借家法第七条ノ二の規定は、附則第六項の規定にかかわらず、当該改正規定の施行前に賃借人が死亡し、その施行後に相続人の全員が相続の放棄をした場合にも適用する。

10 旧防火地域内借地権処理法第二条第一項の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

理由

最近における土地及び建物の利用状況にかんがみ、借地借家に関する紛争の防止及び土地の合理的利用の促進を図るため、事情変更による借地条件の変更等の裁判の制度を新設し、地代家賃の増減請求、地上権等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（山口喜久一郎君） 委員長の報告を求めます。法務委員長大久保武雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大久保武雄君登壇〕

○大久保武雄君 大だいき議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近、借地借家に関する紛争が相当数にのぼっているのにかんがみ、借地借家に関する紛争を未然に防止して当事者間の安定をはかるとともに、土地及び建物の合理的利用を促進する等のために、借地法、借家法、建物保護法及び民法の一部について所要の改正を加えようとするものでありまして、そのおもなる内容は次のとおりであります。

すなわち、第一は、借地権の目的たる土地の合理的利用を促進するため、裁判所は、当事者の申し立てにより、非堅固の建物所有の借地条件を堅固の建物所有の借地条件に変更し、または増改築の制限を緩和する裁判をするとともに、当事者の利益の公平をはかるために、他の借地条件を変更し、または財産上の給付を命ずる裁判をあわせてすることができるものとし、この裁判を非訟事件手続法によるものとするとして、この裁判をあわせることができるものとし、この裁判を非訟事件手続法によるものとするために、土地の借地者がその建物を他人に譲渡しよろとする場合において、賃貸人が敷地の賃借権の譲渡または転貸を承諾しないときは、裁判所は、賃貸人の承諾にかかる許可を与えることができるとともに、地代の増額、金銭の支払い等の条件を付すことができるものとすることであり、第三は、地代または家賃の増減請求から生ずる紛争を防止するため、その請求があつた場合の法律関係を明確にすることであり、第四は、借家人が相続人なしに死

昭和四十一年五月十二日 衆議院会議録第四十九号

**永山自治大臣の地方財政法第三十三条の二の規定に基づく地方公文の大元報告書につき、どうぞ
借地法等の一一部を改正する法律案、永山自治大臣の地方財政法第三十条の二の規定についての発言**

定に基づく地方財政のわが年告にてしての
発言

○議長(山口謙久一郎君)　自治大臣から
政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況調査
報告について発言を求められております。これを許します。自治大臣永山忠則君。

○議長(山口謙久一郎君)　自治大臣から
政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況調査
報告について発言を求められております。これを許します。自治大臣永山忠則君。

六のて、昭和四十年度における三百の問題には、一応解決されることとなつた次第であります。

て現金数百万円をばらまいたという事実があり、また、松山市での汚職に伴う議会のリコールから自主解散、熊本県議会、福岡県宇美町の入れ替事件などなど、中央に直結する政治とは、汚職や贈収賄

地下または空間の部分に、その範囲を限定して地上権の設定を認めるものとする」とあります。

さて、本案は、三月二十日^ノ當委員会に付託せられ、自來、慎重審議を行ない、さらに、學識経験者等参考人の意見を聞き、審議の完べきを期してあります。

日本がなしの事で、直ちにおもひの結果、スミスは今度は致をもつて政府原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案に対し、借地借家関係を規制する法律は、国民の日常生活の安定に重要な関係を有するから、政府及び最高裁判所は、その運用にあたっては、今回の改正の趣旨にかんがみ、借地借家に關する紛争の未然防止、関係当事者の正当な利益の保全、鑑定委員の人選等について慎重な考慮を払い、いやしくも便乗的な地代、家賃の値上げ

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

税は、地方財政計画額より大幅な減少が見込まれるに至りました一方、公共事業の完全実施、災害対策、地方公務員の給与改定等、歳出に新たな増加要因が加わりましたので、地方財政はきわめて

財政白書について、私は、日本社会党を代表し、総理並びに関係大臣に対し若干の質問をいたしました。（拍手）

と、人件費の増高を指摘されていますが、三十九年四月現在で、國の職員数は四十六万七千人であるのに対しまして、地方職員は、一般八十万五千人、教育関係で八十九万五千人、警察職員は十六

第二に、歳出面では、人件費が引き続き増高を続けた一方、普通建設事業費が著しく伸長いたしました。

第三に、地方公営企業及び国民健康保険事業に対する繰り出し額が前年度に引き続き増大しております。

第四に、財政構造は前年度に引き続きさらに硬化化の傾向にあります。

第五に、財政収支は前年度よりもさらに悪化いたします。

財源の増強、給与費等の合理化、超過負担の解消、経費の効率化等について抜本的な検討を急がなければならぬと存じます。政府といたしましては、今後とも地方財政の健全化のためあらゆる努力をいたすとともに、各地方政府においても、財政の健全性を保持するよう十分指導してまいる所存であります。

以上、地方財政の状況についてその要旨を御報告いたした次第であります。(拍手)

倉市においては、この法律の施行を見越して、大資本の不動産土地造成業者が、われ先とばかりに、土地の買収、宅造に血眼になつてゐる所であります。これを放置せば、日本民族古来の由緒ある多くの伝統が昔日の面影もなく破壊されていくのではないかと、憂慮にたえないのであります。これについての、總理、自治、建設の各大臣はどう考へるか、指導監督を行なうべきか、見解を承りたいと存じます。

次に、地方公営企業について申し上げますと、前年度に引き続き事業数、規模ともに増大した反面、経営面においては赤字がさらに増加しております。

また、国民健康保険事業会計につきましても、その財政収支は前年度よりも悪化いたしておりまます。次に、昭和四十年度における地方財政の運営状況について申し上げますと、地方税及び地方交付税

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方
財政の状況報告についての発言に対する質
疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの発言に対し
て質疑の通告があります。これを許します。秋山
徳雄君。

〔秋山徳雄君登壇〕

さて、三十九年度の地方財政の分析の結果については、ただいま自治大臣から御報告をいたしましたが、経済の不況で税収が伸び悩み、そのために地方債が大幅にふえたこと、給与改定による人件費増や地方公営企業及び国民健康保険事業に対する一般財源からの繰り出し額の増加等で一そろ赤字が累積し、財政構造の硬直化で財政收支の悪化したことをお御指摘になつておられます。

そこで、まず財政構造の硬直性について見ます

税は、地方財政計画額より大幅な減少が見込まれるに至りました一方、公共事業の完全実施、災害対策、地方公務員の給与改定等、歳出に新たな増加要因が加わりましたので、地方財政はきわめて

財政白書について、私は、日本社会党を代表し、総理並びに関係大臣に対し若干の質問をいたしました。（拍手）

と、人件費の増高を指摘されていますが、三十九年四月現在で、國の職員数は四十六万七千人であるのに対しまして、地方職員は、一般八十万五千人、教育関係で八十九万五千人、警察職員は十六

万四千人、消防では四万六千人となつておるのであります。それでも、人件費、扶助、公債費など通常義務経費は、三十八年の四五・二%から三十九年には四五・三%と、わずかに〇・一%しか増加しておりません。また、三十九年度の財政規律では、国の一般会計に匹敵する大きさであります。が、歳入に占める地方税の割合は三五・八%にかかりません。あとは国庫支出金、地方交付税、地方譲与税、地方債等が四九・五%で、国の財政規律では、國の一般会計に匹敵する大きさであります。一方、三十九年度の決算額は、道路、治水、学校建設などの投資的経費が三五・二%、人件費が三六・五%で、經常費は二八・三%にしかならないとのであります。地方債にたよっているのが実情であります。(拍手)特に、國と地方の租税収入と財政支出の実質的配分状況では、租税総額に占める國税と地方税の割合は六九・三%対三〇・七%であります。租税の実質的配分状況は、収入の割合ととはさかさまになつて、地方公共団体が六四・九%、國が三五・一%となつております。いまこそ、地方自治体が中央の出先機関化した実情を分析して、税財源や事務の再配分等を調査研究し、その上に立つての眞の地方財政を確立するような論議を進めるべきではないかと思いますが、總理並びに自治大臣のお考えをお伺いいたします。(拍手)

次に、都市過密化の問題に触れてみたいと思ひます。先般東京都の生活白書が発表されました。が、それによりますと、東京の人口は年間二十三、四万の増加を示し、都内の通勤、通学者は三十九年調査で約五百七十六万人、十年前に比べてちょうど二倍となつてゐる一方、国鉄はじめ公私営交通機関の輸送力はこの間に六割しか増強されません。ラッシュ時は定員の三倍以上の混雑となつております。また、道路の渋滞もひどく、東京の自動車は全国の約一六%に当たる百六万台で、十年前の四・四倍であるにもかかわらず、道路面積

の伸び率は十年間にたった二〇%にすぎません。主要交差点での信号二回から四回待ちは普通となっています。都内の住宅不足数は五十五戸、四十年五月の世論調査では、実に都民の四四%が住宅に困っていると回答しています。しかもその半分以上が家賃の高い民間アパートに月給の三分の一を充てているのが実態あります。東京の異常な膨張は必然的に近隣都市の財政に大きな問題を投げかけております。政府は、この際、都市の過密化を抑制または分散するために、都市の再開発または官庁、学園、工場等の計画的移動を真剣に検討すべき段階に至っていると思いますが、総理並びに建設大臣はこれについていかなる構想をお持ちなのか、お聞かせ願いたいと存じます。(拍手)

次に、国民健康保険事業についてであります
が、地方財政白書によりますと、実施団体の六
五%が赤字で、その額は二百五億円にもなってお
ります。こうした赤字の増大が地方財政を逼迫せ
しめる一つの要因として、決して見のがすわけに
はまらないと存じます。国保財政のおもな財源
は、保険料と国庫負担であります。国庫負担のう
ち、事務費については国が全額負担するたてまえ
になつておるにもかかわらず、実際の交付率はお
むね五割程度にしかなつておらない実情であ
り、他は申すに及ばないのであります。

ちなみに、神奈川県が本年四月厚生省に提出し
た報告書によりますと、葉山町の例は、年間保険
料が、現行一世帯七千四百七十円、一人当たり二
千五百三十三円が、一世帯一万百九十九円、一人三
千四百二十八円と、三五・三%も増加しなければ
ならない実態であります。これほど多額の保険税
を納めるので、医師のもとに行くときは一銭も要
らないといふならともかく、医師にかかるときは
自己負担がなければならないとは、これでも国民
健康保険かと、町民の声があがつている実情であ
ります。これでは名ばかりの国民健康保険であ
りて、実は市町村健康保険であるといわないのであります。

はまいません。厚生並びに大蔵大臣の所見をお伺いいたしたいと存じます。(拍手)

次に、昭和四十一年度の地方財政計画を見ても、
地方財政対策の中心が、一、地方交付税率の二・
五%引き上げによる五百八十六億円、二つ目には、
四十一年度限りの臨時特例交付金四百十四億
円、三つ目には、財源補てん特別事業債千二百億
円で、合計二千二百億円の財源措置がとられてお
りますが、一般財源の伸びがわずか7%なのに、
普通会計分の地方債の増加率が七七・六%にも
なっていることを考へると、今年度地方財政は、
まさに國以上の借金財政的性格と申さねばなりま
せん。(拍手)

学校の施設、公営住宅の建設、国民年金、国庫
補助負担事業等で、その補助単価などが実情に合
わないために地方自治体の持ち出しになるいわゆ
る超過負担は、三十九年度でも自治省の調べで千
百四十三億円にもなると推定されている今日、
二百五十億円程度の単価のは正では、全く焼け石
に水であります。地方財政のガンといわれる地方
自治体の超過負担をどうして解消しようと考え
なのか。また、地方交付税率が三三%に改定され
たとはい、國税三稅の減収が予想されている今
日、むしろ減るのではないかとさえ考えます。

このように最近の地方財政には多くの問題があ
ることと同時に、制度そのものの矛盾も目立ってきて
おるのであります。四十一年度の地方財政対策
は、こうした制度の持つ矛盾には手を触れない
で、なしくすし的な処理に終わっており、問題を
一そく複雑にしております。これもこの一、二年
が限度であり、根本的な再検討を迫られることに
なると思います。

ここで、私は二つの問題を提起して、總理、自
治、大蔵大臣の所見を伺いたいと存じます。

その一つは、地方財政の現代的役割りを明確に
すること、すなわち、現在の地方財政制度はシヤ
ウブ勧告によって骨格がつくられていますが、そ
の根本理念は、古典的とも言える地方自治であ

り、現実の行政の全国的関連性、行政の質的变化等を考えれば、シャウブ地方財政では、国の財政政策と地方財政との関連が無視されており、本格的なフィスカルポリシーに対応できる地方財政ではない。したがって、国と地方とを一体とした財政政策が行なえるような機能的地方財政制度を考えるべきであると思します。

その二は、交付税制度の再検討であります。交付税率の引き上げは限界に達しているので、交付税制度の持つ一般財源保障機能にも限界が生じております。そして、その算定方式は、きわめて安定的、かつ停滯的な社会を前提としているものと考えられますし、現在のように、人口流動が大きく、特に都市地域での社会的変化が激しく、社会資本の必要性が著しく高まっている流動的社会に十分に対応できないようになつていると存じます。したがつて、地方財政の調整を合理的に行なえるような制度と財源の再配分を検討する必要があると思います。

次に、政府は赤字債券の代價として各公営企業に独立採算制を強く主張し、公営企業法の改正を求めておりますが、地方自治体の権限を縮小し、人員整理に結びつくようなこの法案には絶対に賛成できることを申し述べまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えいたしました。

最近起こりました贈収賄事件やそれに関連するような不祥事件が各地で次々起こりましたこと、まことに私、残念に思つておる次第でございます。

私が申し上げるまでもなく、政治は清潔でなければ、国民の支持を得るということはまことに困難だと思います。これは中央も地方も同じでござります。こういう意味におきまして、綱紀の肅正を叫んで、また官紀をゆるめないよう、あらゆる努力を統けておるのであります。十分今後とも

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇
○内閣總理大臣(佐藤榮作君)　お

次に、政府は赤字債券の代償として各公営企業に独立採算制を強く主張し、公営企業法の改正を求めておりますが、地方自治体の権限を縮小し、人員整理に結びつくようなこの法案には絶対に賛成できないことを申し述べまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えいたしま

す。

最近起こりました贈収賄事件やそれに関連するような不祥事件が各地で次々起こりましたこと、まさに私、殘念に思つておる次第でございま

す。

私が申し上げるまでもなく、政治は清潔でなければ、国民の支持を得るということはまことに困難だと思います。これは中央も地方も同じでございま

す。

います。こういう意味におきまして、綱紀の肅正を叫んで、また官紀をあるめないように、あらゆる努力を続けておるのであります。十分今後とも

自肅自戒、もつて国民の信頼にこたえるつもりでござります。

第二の問題といたしまして、地方と中央との財源の再分配、これが適正でなければならない、こういう御指摘であります。そのとおりだと思います。そういう意味で、制度調査会におきまして、行政事務の分配の問題を根幹とし、さらにも、行政事務の分配の問題を根幹とし、さらに、税制調査会等も、これに対応する財源はいかに、あるべきかということで、せつかく調査、努力中でございます。いずれ答申を得ました上に、地方財政の健全化、同時にまた、中央の行政、さらに国民負担といふよな点からも十分対応策を立ててまいるつもりでございます。

官外号報

次に、過密都市対策についてのお尋ねがございました。近代社会で一番困っておりますのはこの過密都市だ、かように思います。そういう意味で、集中を排除するといいますか、できるだけ集中されないような施策をとると同時に、既成の都市における、東京あるいは大阪、名古屋等の過密対策、いわゆる都市の再開発、こういう問題と真剣に取り組まなければならぬと思います。秋山君の御指摘になりましたよな点が、私どもが今日基本的な根幹として過密対策と取り組んでおるその方向でもあることを御了承いただいたいと思います。(拍手)

○國務大臣(永山忠則君登壇) 地方財政の健全化をはかつて、いく上におきましては、その理事者並びに議会人等の指導者がえりを正していかなければならぬということは、お説のとおりでございます。

今後、これらの点に対しましては、決意を新たにいたしまして、十分指導をいたしまして、さようないよなように全力をあげたいと存じます。

また、地方財政の確立をはかる上におきましては、財源及び事務の再配分をやらねばならぬ、さらにも、中央集権的性格を脱却すべきであるといふ点に対しましては、お説を尊重いたしております。必ずそなう方向に全力をあげまして、地方

制度調査会の答申等を待ちまして努力をいたす考えでございます。

また、交付税の性格の問題あるいは交付税配分の問題について十分再検討しろというおことばに対しましても、いわゆる人口の増減の状態、あるいは地方が特に繁榮いたしておる状態、あるいは過密都市の状態、これらを総合いたしまして、将来公営企業の問題は、首切りにつながるものではないでございまして、健全なる経営をいたしました。

さて、安定經營をいたしまして首切りにならないようにならぬ、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣錦木善幸君登壇〕

○國務大臣(錦木善幸君) お答えいたします。

昭和三十九年度の国保の財政は、医療費の増高等に伴いまして相当悪化をいたしたのであります。政府といたしましては、昨年八月に臨時財政調整補助金といたしまして四十億円を予備費から支出いたしました。また、昨年暮れの臨時国会では補正予算として二百十一億円を補正増額いたしました結果、昭和四十年度の決算をおきましては、国保財政は相当の改善を見ておるところでございます。また、今回の国会に対しまして、国民健康保険法の改正法案を提出し、御審議をただいま願つておるところであります。これによつて、家族七割給付を実施いたします市町村に対しましては、国庫負担四割の定率化を実現し、また、五十五円に改正しようとするものであります。これによりまして、国保の財政は今後相当の安定の方

向を見るものと考えておる次第であります。

(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 私に対する質問の第一

点は、国民健康保険の問題であります。これにつきましては、ただいま厚生大臣がお答えになつたと同じ見解を私は持つております。

第二は、超過負担の問題であります。これは御指摘のように相当大きな問題だと思ひます。千百億円あるいは千三百億円ともいわれる。この原因を探求してみますと、これは中央政府の責任に帰すべきものも多いのです。しかし同時に、地方自治団体が補助基準などを越えまして施設をする、そういう要因もある。これは中央、地方相協力して解消につとめなければならぬ、かように考えておるわけであります。さよなら見地から、昭和四十一年度の予算におきましては、知事会の要請にかかる八項目についてその解消をいたしました。それで、安定經營をいたしまして首切りにならないようにならぬ、かように考えておる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○國務大臣(瀬戸山三男君) 第一は、古都保存法が実施されてから、特に鎌倉等においては資本家等が大切なところをスプロールする傾向がある、そこで、それらの点は自治大臣ともよく相談をいたしまして適正な成果をおさめたい、かように思ひますので、それらの点は自治大臣ともよく相談をいたしまして適正な成果をおさめたい、かように思ひます。(拍手)

〔國務大臣瀬戸山三男君登壇〕

○國務大臣(瀬戸山三男君) 第一は、古都保存法が実施されてから、特に鎌倉等においては資本家等が大切なところをスプロールする傾向がある、そこで、それらの点は自治大臣ともよく相談をいたしまして適正な成果をおさめたい、かように思ひますので、それらの点は自治大臣ともよく相談をいたしまして適正な成果をおさめたい、かのように思ひます。(拍手)

それから、中央、地方の財政が一体化でなければならぬ、これはもう全く同感であります。私は、しばしば申し上げておりますが、これも相当解消実現をしたわけであります。まだ相当残つております。保健所の医師の入件費、これの解消をありますとか、入件費の解消は大体においてまなし遂げた、かように考えております。また、学校の建築なんかの単価であります。これも相当解消いたしていきたい、かように考えておる次第であります。

それから、中央、地方の財政が一体化でなければならぬ、これはもう全く同感であります。私は、しばしば申し上げておりますが、これも相当解消実現をしたわけであります。まだ相当残つております。これにつきましては、今後もなお努力をいたしていきたい、かように考えておる次第であります。

それから、中央、地方の財政が一体化でなければならぬ、これはもう全く同感であります。私は、しばしば申し上げておりますとおり、一体的感覚で中央、地方の財政を運営しなければならぬ。予算の編成にあたりましても、まず地方財政についての見当をつけて、それから中央財政の編成に当たらなければならぬ。從来最後に地方財政がきまつていく、こういうような状態はよろしくないというので、本年度はそういうたてまえをえております。現に、私も、地方財政がその後どういう動きであろうか、こう考えまして各地を歩いておる。地方財政も大体において満足をしておるという状態であることを、この際御報告申し上げたいのであります。

次に、交付税制度につきまして、これが限界にきたのではないかというような御指摘であります。私は、そうは考えておりません。これは、地方自治を、つまり地方の独立性を尊重しながら、財源の適正な配分、調整をしていくといふためにあります。ただ、その財政需要を見るその方法、あるいは配分の基準、そういうものにつきましては、時勢の変化に応じまして、これを流動的にやつていかなければならぬ、かように考えておりますので、それらの点は自治大臣ともよく相談をいたしまして適正な成果をおさめたい、かように思ひますので、それらの点は自治大臣ともよく相談をいたしまして適正な成果をおさめたい、かのように思ひます。(拍手)

物価問題等に関する特別委員会 付託
一、昨十一日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一五三号）

通信委員会 付託
(議案送付)

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提案を参議院に送付した。

物価安定緊急措置法案（堀昌雄君外二十四名提出）

一、昨十一日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
(条約通知書受領)

一、昨十一日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

第三次国際すず協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地震保険に関する法律案
地震再保険特別会計法案

一、昨十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

借地法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

一、議案の要旨及び目的

本案は、最近、借地借家に関する紛争が相当多數に上つてゐるのにかんがみ、借地借家に関する紛争を未然に防止して当事者間の安定を促進する等のために、借地法、借家法、建物保護法および民法の一部について所要の改正を加えるとするもので、その主なる内容は次のとおりである。

1 借地権の目的たる土地の合理的利用を促進

するために、裁判所は、当事者の申立により、非堅固の建物所有の借地条件を堅固の建物所有の借地条件に変更した場合は改築の制限を緩和することによる。

に、当事者間の利益の衡平を図るために他の借地条件を変更した場合は財産上の給付を命ずること。なお、この裁判は非訟事件の手続によること。

裁判を併せてすることができるものとすること。また、この裁判は非訟事件の手続によること。

裁判を行なうとともに、当事者間の利益の衡平を図るために他の借地条件を変更した場合は財産上の給付を命ずること。

裁判を行なうとともに、当事者間の利益の衡平を図るために他の借地条件を変更した場合は財産上の給付を命ずること。